

第4次長崎県消費者基本計画（素案）に対する  
パブリックコメントの募集結果について

「第4次長崎県消費者基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。  
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表いたします。

1. 募集期間

- ・令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

2. 募集方法

- ・電子申請　・郵送　・ファクシミリ

3. 閲覧方法

- ・県ホームページに掲載
- ・食品安全・消費生活課、県政情報コーナー
- ・各振興局行政資料コーナー
- ・各市消費生活センター、各町消費生活相談窓口

4. 意見件数

- ・16件（1個人、2団体）

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・素案に修正を加え、反映させたもの	5
B	・素案にすでに盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後具体的な施策を遂行する中で、反映していくもの	5
C	・今後、検討していくもの	—
D	・反映が困難なもの	—
E	・その他（ご提案・ご意見として承るもの）	6
	合 計	16

6. 提出された意見要旨及び県の考え方

A 素案に修正を加え、反映させたもの

No	意見要旨	県の考え方
1	<p>【該当箇所：3頁13行目】 「未然防止・早期発見」とあるが、「拡大防止」にも努める必要があると考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「未然防止・早期発見・<u>拡大防止</u>」と追記・修正します。</p>
2	<p>【該当箇所：12頁24行目】 「このため、様々な問題意識に基づく活動を行う団体の自主的な取組を支援・促進することも必要となっています。」とあるが、これは行政の責務という位置づけだと思う。 であるとすれば、そのことを明確にした表現がいいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当箇所を含めた22行目以下を11頁の「1 行政の責務と役割」に記載し、修正します。</p>
3	<p>【該当箇所：23頁4行目】 箱書きにおいて、「SDGsの視点に立ち、・・・このため、食品ロスやごみの削減に係る取組や、地球温暖化対策に係る取組など、人や社会・環境に配慮した取組を推進します。」とあるが、今の消費者団体訴訟制度（差止め請求）では、「食品ロスやごみの削減に係る取組や、地球温暖化対策に係る取組など、人や社会・環境に配慮した取組」には対応していない。 むしろ、「消費者被害の防止」に記載すべきではないか。</p>	<p>該当する項目については、組織活動の支援や環境に配慮した取組を行うことで、消費者の持続可能な社会づくりを推進するための各種施策を記載しております。ご意見を踏まえ、次のとおり箱書きを修正します。 「SDGsを踏まえた、・・・取組を推進することが必要です。このため、<u>消費者の組織活動の支援や、環境に配慮した消費行動など、持続可能な社会づくりに向けた取組を推進します。</u>」</p>
4	<p>【該当箇所：26頁25行目】 消費者市民社会を形成するにあたり、各ライフステージに応じた体系的な取組を進めるため、消費者教育コーディネーターの役割は重要である。 現在、県消費生活センターでは、推進員が中心となり啓発を行っているが、今後も消費者教育を充実させるために、消費者教育推進員について継続して設置することを明記していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、26頁【外部人材の活用】に次の施策を追記します。 県の消費者教育推進員を活用し、県内の高校や大学等、関係機関との連携を図りながら消費者教育を推進します。 (食品安全・消費生活課)</p>

5	<p>【該当箇所：30 頁 2 行目】</p> <p>持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の目指す理念やエシカル消費等について学ぶことは大切である。学校での消費者教育について、食品ロスや環境問題だけでなく、SDGs やエシカル消費等の普及・啓発の推進についても加えていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、30 頁【SDGs の推進】に次の施策を追記します。</p> <p>持続可能な社会の実現に向けて、ライフステージに応じたエシカル消費等の消費者教育を推進します。</p> <p>(食品安全・消費生活課)</p>
---	--	---

B 素案にすでに盛り込まれているもの

素案の考え方や姿勢に合致し、今後具体的な施策を遂行する中で、反映していくもの

No	意見要旨	県の考え方
6	<p>【該当箇所：12 頁 9 行目】</p> <p>消費者団体の活動を支援し意見、情報交換を行うことは、消費者行政の推進、消費者問題解決力の一層の向上を図ることにつながると考える。</p> <p>特に消費者被害防止、消費者救済の観点から、長崎県においても適格消費者団体の設立が急がれる。今後も消費者団体が安定的な活動を行うために、継続的な支援の検討をお願いする。</p>	<p>消費者市民社会の実現のためには、消費者団体の活動が重要であると考えております。</p> <p>23 頁に適格消費者団体の設立・活動の支援についての施策を記載しております。</p>
7	<p>【該当箇所：25 頁 1 行目】</p> <p>消費者教育において、ことに若年者の消費者教育は将来の消費者市民社会の担い手として重要である。</p> <p>SDGs の実現に向け、食品ロスの削減や環境への配慮、エシカル消費など、持続可能な社会の実現に向けて、消費者が積極的に取り組むよう消費者教育の推進が必要になると考える。</p>	<p>若年者の消費者教育については、学校等において SDGs を踏まえて引き続き推進してまいります。</p>
8	<p>【該当箇所：28 頁 20 行目】</p> <p>「・職域における消費者教育の推進のため、経済団体等に対して従業員教育の要請のほか、県及び市町の消費者教育の取組について情報提供するとともに、事業者、従事者への活用を促進します。」とされており、ここでの対象団体に「労働組合」を入れることも検討してはいかがか。働く労働者はそのすべてが消費者であり、消費者教育をより充</p>	<p>労働組合については、経済団体等に包含しております。</p>

	実したものとするために、これからは、労働者組織による労働者の消費者教育が必要となるものと思われる。	
9	【該当箇所：29頁26行目】 上記（No.8）と同様の記述があるが、以下の記載を付加することも検討してみてはいかがか。「・職域における消費者教育の推進のため、労働組合に対して組合員教育の要請のほか、県及び市町の消費者教育の取組について情報提供するとともに、組合員への活用を促進します。」	同上
10	【該当箇所：34頁7行目】 消費者被害防止、消費者救済の観点から、適格消費者団体を目指す法人との連携も有用と考える。 弁護士会、司法書士会の消費者問題部会の中心メンバーで構成された法人を連携の対象として検討していただければと考える。	連携の対象として関係団体の中に入れており、今後もNPOとの連携は重要と考えております。

E その他（ご提案・ご意見として承るもの）

No	意見要旨	県の考え方
11	【該当箇所：3頁32行目～4頁2行目】 相談現場では、記載されたような「取引を行うタイミングで混乱した」との事例はほとんどない。「消費生活をめぐる現状と課題」として具体的に取り上げる事例としては、違和感がある。 具体的な事例を書くのであれば、それぞれのケースを紹介するか、一般的な内容にとどめておいた方がよいと思う。	ここでは一般的な事例として、消費者が実際に遭遇するような状況を記載しております。
12	【該当箇所：19頁】 ・高齢者の見守りの充実を図るなら、第一に地域のコミュニティの整備が必要。 ・最初に地域の組織作り、名簿作り、地域への公報が必要。 ・公民館やコミュニティによる定期的な集会やイベントの開催から進めるべき ・当該地域の相談窓口（民生委員）の周知が必要。	高齢者等の消費者被害の防止を図るため、各市町に消費者安全確保地域協議会を設置することを推進しております。この協議会は、民生委員等が参加する市町の高齢者の見守りネットワークと連携して設置するよう進めているところです。

13	<p>【該当箇所：27 頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後はネットでの買い物利用の増大が見込まれるが、高齢者は特にネットでの対応が難しく、その相談、利用方法の説明、相談窓口の設置が必要と考える。</li> <li>・ 大手のネット販売業者などは消費者保護、セキュリティーが構築されているが中小の販売業者には高齢者を食物にする業者もあり、そのために利用方法・相談窓口などの設置が急務になる。</li> </ul>	<p>インターネットの活用方法等については、28 頁 1 行目に記載している高齢者を対象とした消費生活支援講座などで被害防止や活用方法等を含めた消費者教育を実施してまいります。また、高齢者等のインターネットトラブルに関する消費生活相談については、引き続き消費生活センターで対応してまいります。</p>
14	<p>【該当箇所：32 頁 1 行目】</p> <p>県消費生活センターの機能の充実を考えることは重要である。しかしその一方、消費生活相談員の高齢化が進む中、担い手の確保に腐心している。</p> <p>県消費生活センターの機能の充実という目標を実現するためには、消費生活相談員の人材の充実は欠かせないものと思われる。したがって、その処遇改善に加え、人材不足の原因究明、若年者等への消費生活相談員という職種の周知についても積極的に検討していただきたい。</p>	<p>消費生活相談員の担い手の確保に向けて取組を進めているところです。</p>
15	<p>【該当箇所：32 頁 12 行目】</p> <p>県消費生活センターによるあっせんで解決に至らなかった案件について、申出者が審議会の調停による処理を希望するなどの一定の要件を満たす場合は、消費生活審議会に付託し、消費者と事業者の調停による紛争解決の促進を図る事が有用と考える。</p>	<p>県消費生活条例第 42 条第 3 項において、苦情処理部会で調停による紛争解決を規定しており、必要に応じ活用していきます。</p>
16	<p>【該当箇所：33 頁 25 行目】</p> <p>消費生活相談体制機能の充実・強化の支援は重要である。県内どこでも質の高い相談を受けられる体制を継続するには、経験を積んだ消費生活相談員の人材の確保は欠かせない。</p> <p>しかしながら財政的に厳しい市町も多いため、今後も安定的継続的な支援を検討していただきたい。</p>	<p>これまで国の交付金を活用し、市町の消費生活相談体制の充実を図ってきたところです。</p> <p>今後も市町の消費生活相談員への支援を行ってまいります。</p>